


スターレーンジュニアクラブ アカデミー 説明資料

【お問い合わせ】

ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

所沢スターレーン 支配人 加藤啓太

 04-2923-3101

 tokorozawa@starlanes.co.jp



会費のご案内

入会時に必要な費用

5,200円

ユニフォーム代
4,400円 (税込)

+

スポーツ保険料
800円 (注：年度ごとに1回)

毎月必要な費用

4,000円 (税込)

基本的に活動中は、ユニフォーム着用します。ユニフォームを着用することで、仲間という意識作りと安全につながりますので、皆様のご協力よろしくお願ひします。

VISION

楽しむ

スポーツはまずは楽しむことが一番です。

所沢
スターレーン

地域へ
の貢献

核家族化が進む時代において地域の人とのつながりが希薄になる中でボウリングを通じて長く利用していただくコミュニティの場を整えることで地域の方の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに貢献します。

育つ
成長

クラブ員の健全な心身を育成するとともに競技力の向上、相互の親睦を深めることを目的とする。

クラブ規約

第1条(名称)

このクラブは「スターレーンジュニアクラブ アカデミー（仮称）」と称する。
株式会社イースタンスポーツ及び同直営スターレーン各センターが管理運営を行うものとする。

第2条(対象)

当クラブは所沢市もしくは近隣に在住する中学生を対象とし、原則として随時希望者の入会・退会を受付する。

第3条(目的)

当クラブは、ボウリング競技の普及振興を図り、会員の健全な心身を育成するとともに競技力の向上、相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条(月謝)

毎月原則として4回の活動に対して、月謝は1人4,000円とし毎月第3週に翌月分を集金する。ゲーム代・貸靴代・レッスン料等は月謝に含む。（入会及び年度の更新の時に別途スポーツ傷害保険費用800円/年度を集金する。）

第5条(クラブユニフォーム)

- 入会時、ユニフォームを購入のこと。
- 会員はユニフォームを紛失・汚損・破損した際には再度購入しなければならない。
- 2の他会員は申し出てにより複数ユニフォームを購入することができる。
- ユニフォームの額は、4,000円（税別）とする。
- 会員によるユニフォームの譲渡・売却はこれを禁じる。

第6条(事業年度およびクラス活動費)

毎年4月1日から翌3月31日までを1年度とする。
会員は毎月第3週目までに翌月分の会費として4,000円(税込)を納入しなければならない。

第7条(会費等の滞納)

クラブ員が会費等の諸支払いを3ヶ月以上超えて怠った場合、強制的に退会をさせることができる。但し事前に当クラブに了承を得ている場合はその限りではない。

第8条(退会)

退会する者は、その退会する前月末日までに所定の退会届を当クラスに提出しなければならない。退会届の提出がない場合は活動中とみなし、クラブへの参加有無に関わらず会費を全額請求する。但し第2条の対象に該当しなくなった場合はこの限りではない。

第9条(休会)

休会する者は、所定の休会届を当クラブへ提出するものとする。休会した月の会費は発生しないが、月途中で休会する場合はその月の会費は発生し、日割り計算は行わない。休会期間は6ヶ月間を最長とし、6ヶ月を超えることが判明した場合にはその日に退会したものとみなす。

第10条(除名)

刑罰法規に抵触する行為を行う者、当クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する者と当クラブが判断した者を当クラブから除名することがある。除名を決定する一切の権限は当クラブにあり、それに対する異議申し立てはできず、受け付けられない。

第11条(活動時間)

- 当クラブの活動日は毎月4回土曜日、活動時間は150分 16時～18時30分
- クラブ指定の活動時間以外に第13条で定める自主練習ができる。
- 年末年始、ゴールデンウィーク期間中等に当クラブが指定する日は休みとする。

第12条(外部活動)

- 当クラブは所属センター内での活動の他、他センター所属ボウラーとの交流や大会参加のために所属センター外で活動を行うことがある。
- 外部活動もクラブ活動の一部であり、原則としてクラブユニフォームの着用を義務付ける。
- 外部活動参加に伴う移動中もクラブ活動の一部とみなし、第17条の免責事項を適用する。
- 外部活動に係る諸費用（参加費・交通費等）は基本クラブ員が負担する。

第13条(自主練習)

- クラブ会員は所沢スターレーンの空きレーンを使用して自主的に練習を行うことができる。
- 自主練習の料金は1ゲーム250円とする。
- センターは空きレーンがないとき等、営業に支障があるときは、自主練習の申込みを拒むことができ、また自主練習の中断および使用レーンの変更を行うことができる。
- 会員は自主練習にあたって所属センターの指示に従うものとする。
- 自主練習は所属センターの営業に支障のない範囲で行われるものであるから、予め時間とレーンを定めて申込みをしてはならない。
- 自主練習はクラブ活動の一部であり、クラブユニフォームを着用する。

第14条(中止)

急な天候変化・雷等により開始直前、活動中に中止する場合がある。その他、ケガや事故による緊急時、天災地変、所属センターの会場の都合などで中止となる場合がある。

第15条(父兄の参観)

父兄の参観については、BOX内に立ち入りことが無い限り可能とする。また指定日に父兄を交えたボウリング大会を実施することがある。

第16条(保険)

当クラブ員は全員「スポーツ安全保険」に加入する。保険手続きは当クラブが行い、加入料は年会費とは別に会員が負担する。クラブ活動中の事故に対しての補償は加入する保険約款の範囲内で対処する。

第17条(免責事項)

会員は、当クラブにおける盗難、障害、往復中その他の事故について当クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、当クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第18条(規約改正)

当クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができる。とともに本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

第19条(閉鎖)

当クラブは、社会情勢の変化その他クラブの継続が困難となる事由が生じた場合は、3ヶ月前に予告することにより無条件に閉鎖することができる。但し天災地変その他の不可抗力により本クラブの継続が不可能になったときは、予告なく直ちに閉鎖することができる。

第20条(個人情報)

入会時に申込用紙に記載された個人情報は当クラブおよび所属センターの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。当クラブ活動中に記録された写真・映像・音声に関する一切の権利は当クラブに帰属するものとする。これは当クラブの広報活動や活動記録のために、予め保護者の同意を得て所属センター公式WEBサイトやその他の媒体・資料・取材などに使用されることがある。

第21条(規約の施行)

本規約は2024年6月1日より施行する。